

災害時等における水道施設等緊急復旧業務  
に関する協定書



宮 城 県 企 業 局

一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部



## 災害時等における水道施設等緊急復旧業務に関する協定書

宮城県企業局（以下「甲」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「乙」という。）とは、甲の所管する水道施設等（工業用水道施設を含む。）が災害の発生により被災した場合、又は機能に支障が生じる事故等が発生した場合において、甲、乙が協力して被害の拡大防止と施設の早期復旧に資することを目的として、被害状況等調査業務及び復旧に係るコンサルタント業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （実施業務の範囲）

第1条 実施する業務の範囲は、甲の所管する施設において、甲が所掌する地方機関の長（以下「事務所長」という。）が要請した範囲を対象とする。

### （業務の要請）

第2条 事務所長は、災害や事故の発生により乙の協力が必要と認められるときは、乙に対し、業務実施の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、できる限り速やかに、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の中から業務に協力が可能な会員名を事務所長へ回答するものとする。

3 事務所長は、前項により乙から回答のあった会員（以下「業務実施者」という。）に対し業務の実施を要請するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 事務所長は、業務実施者に協力を要請するときは、様式第1号水道施設等復旧業務要請書で行うものとする。

2 緊急の場合で書面をもって要請することができないときは、電話等により要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

### （請書）

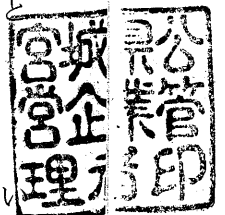
第4条 事務所長は、業務実施者から様式第2号請書を徴するものとする。

### （業務の実施）

第5条 要請を受けた業務実施者は、速やかに事務所長と協議を行い、業務を実施するとともに、当該業務を監督する監督員に様式第3号業務記録を作成させるものとする。

### （契約金額の決定）

第6条 事務所長は、業務が完了したときは、業務記録その他業務中の記録に基づいて委託費を積算し、業務実施者と協議の上、契約金額を決定するものとする。



第

第

第

第

第

第

通



(精算事務)

第7条 事務所長は、契約金額を決定したときは、業務実施者から様式第4号精算請書を徴し、支出の事務を処理するものとする。

(報告)

第8条 事務所長は、その所管に属する施設に事故等が発生したときは、その概要について、直ちに企業局長に報告するとともに、その後の処理状況について様式第5号事故処理報告書により企業局長に報告しなければならない。

(損害の負担)

第9条 この協定の施行に伴い、事務所長及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した技術者等に損害が生じた場合には、業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により事務所長に報告し、その措置について事務所長と業務実施者は協議して定めるものとする。

(事務局)

第10条 この協定の施行に関し、甲は宮城県企業局水道経営管理室に、乙は一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部に事務局を置く。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

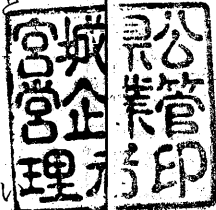
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年1月16日

甲 宮城県公営企業管理者 遠藤 信哉



乙 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目8番14号  
一般社団法人全国上下水道コンサル  
東北支部長 高橋 郁



協  
を  
た  
目  
と

関

し  
る  
も  
。

復

青

施  
す  
の  
と

づ



様式第1号

年 月 日

殿

宮城県

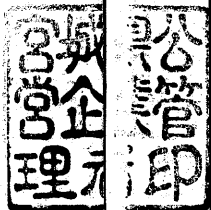
事務所長

### 水道施設等復旧業務要請書

平成29年12月 日付けで締結した災害時等における水道施設等復旧業務に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

業 務 名	
履 行 場 所	
事 故 の 状 況	
予 想 さ れ る 業 務 概 要	
予 想 さ れ る 履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
そ の 他 必 要 事 項	



様式第2号

請書

収入

印紙

業務番号

業務名

履行場所

履行期間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

契約金額 業務完了後両者が協議して定める額

契約保証金 免除

上記の業務について次の条項によりお請けします。

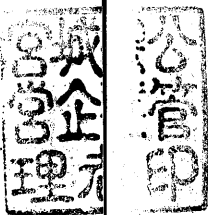
年 月 日

宮城県 事務所長 殿

契約者 住所

氏名

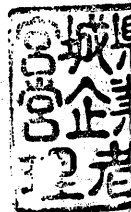
1. この契約において、宮城県 事務所長 を甲とし、  
を乙とする。
2. 乙は、甲の指示に基づき、頭書の期限までに業務を完了するものとする。
3. 乙は業務にあたり、甲から引き渡しを受けた物件は、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失もしくはき損したときは、これを賠償するものとする。
4. 甲は、乙から業務完了の通知を受けた後10日以内に完了検査を行うものとする。



5. 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく契約の目的物を甲に引き渡すものとする。
6. 乙の責に帰する事由により期限までに業務完了の見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって甲に期限の延長を求めることができる。この場合において、甲は遅滞の日数に応じ、契約金額に年2.7%の割合で計算した違約金を徴収することができる。
7. 契約金額は、検査合格後乙から所定の支払請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。甲がその責に帰する事由により、契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
8. 乙は、目的物の引き渡しの日から3年間、乙の技術上の欠陥又は工作上の不備によって生じたかし及びそのかしによって生じた故障若しくはき損に対しては、補償又は取替若しくは補充するものとする。  
ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
9. 甲は、乙の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は違約金として甲が積算する契約金額に相当する金額の10分の1を納付しなければならない。ただし、業務完了部分については、甲の所有とすることができるものとし、当該部分に対する契約金額を支払うものとする。
10. 甲は、この契約に基づき乙から徴収する金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。
11. 甲は、前項の規定により金額を追徴する場合において、乙が甲の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した延滞金を徴収する。
12. 遅延利息及び違約金が1,000円未満であるときは、延滞金を付さないものとし、延滞金が100円未満のとき又は延滞金に100円未満の端数が生じたときのその端数は徴収しないものとする。
13. 甲は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、乙は損害賠償を請求することができる。
14. この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

業  
覆 行

月



備

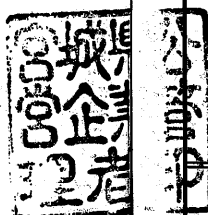


様式第3号

### 業 務 記 録

業 務 名		期 間								
覆 行 場 所		契 約 者								
月	日	天 候	業 務 内 容	使 用 材 料		使 用 機 械		作 業 人 員	指 示 事 項	監 督 員
				名	数 量	名	数 量			
備 考										

き渡すも  
 こはその  
 合におい  
 敷収する  
 日以内に  
 した場合  
 した額の  
 の不備に  
 は、補償  
 該請求を  
 約を解除  
 約金額に  
 分につい  
 を支払う  
 契約金額  
 る期日ま  
 を徴収す  
 のとし、  
 その端数  
 て、乙は  
 めるもの





様式第4号

# 精算請書

収 入

印 紙

業 務 番 号

業 務 名

履 行 場 所

履 行 期 間

着 手                    年        月        日

完 了                    年        月        日

年 月 日付けをもってお請けした上記復旧業務の契約代金に関し、協議の結果異議なく次のとおり精算します。

契 約 代 金 の 精 算 金 額    金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額    金 \_\_\_\_\_ 円)

年        月        日

官 城 県                    事 務 所 長    殿

契 約 者

住 所

氏 名





様式第5号

# 事故処理報告書

平成 年 月 日

事故発生日時		事故発生場所	
事故の概要			
事故に伴う 予 算 額 お よ び 算 出 根 拠			
事故処理状況 経過・工程・図面			本課ならびに 他関係機関 連絡日時

宮城企業  
理

3月30日